

## ヨメテル無料体験版利用規約

### 第1条 目的

本利用規約は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号。以下「法」といいます。）第8条第1項の規定に基づき法第2条第3項に規定する電話リレーサービス提供機関として指定された一般財団法人日本財団電話リレーサービス（以下「財団」といいます。）がヨメテル（文字表示電話サービス利用規約第2条②に規定するヨメテルをいいます。以下同じです。）の普及啓発のために提供するヨメテル無料体験版の利用に関する条件について、利用者と財団との間で定めるものです。

### 第2条 用語の定義

本利用規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- ① 「ヨメテル無料体験版」とは、ヨメテルについて、通話相手の音声を文字で読める電話の体験機会を創出することを目的として、登録することなく無料で一部の機能を利用できるものとし、より多くの方にその有用性を実感していただくために提供するものです。
- ② 「利用者」とは、LINEヤフー株式会社の提供するLINEアプリにおけるヨメテルの公式アカウントから遷移してヨメテル無料体験版を利用する者をいいます。
- ③ 「通話相手」とは、利用者の電話の相手方となる者をいいます。
- ④ 「自動音声認識」とは、ヨメテル無料体験版において、通話相手の音声を文字化するAIをいいます。

### 第3条 利用規約等への同意

- 1 利用者は、ヨメテル無料体験版の利用に当たり、本利用規約、重要事項説明及びアプリケーションプライバシーポリシーへの同意が必要です。
- 2 利用者は、未成年者である場合には、ヨメテル無料体験版の利用に当たり、その親権者等の法定代理人の同意が必要です。

### 第4条 利用方法

- 1 利用者は、LINE アプリにおいてヨメテルの公式アカウントを友だち追加し、同公式アカウントのリッチメニューから遷移して利用します。
- 2 ヨメテル無料体験版を利用できる者は、次に掲げるいずれかに該当する者としてします。
  - ① 電話で相手先の声が聞こえにくいことがある者
  - ② 医療機関で難聴と診断されている者
  - ③ 身体障害者手帳（聴覚障害又は音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害）を保有している者

- ④ 上記①から③までのいずれかに該当する者におけるヨメテルの登録に協力する者

## 第5条 利用に必要な機器等

利用者は、ヨメテル無料体験版を利用するために、インターネットに接続できるスマートフォン端末を用意し、当該スマートフォン端末にLINEアプリを導入することが必要となります。

## 第6条 サービスの内容

- 1 ヨメテル無料体験版は、財団の指定する期間において、毎日24時間利用することができます。
- 2 ヨメテル無料体験版は、財団が指定する発信回数・通話時間の範囲の中で利用することができます。
- 3 ヨメテル無料体験版における通話相手の音声の文字化は、自動音声認識のみにより行われます。
- 4 自動音声認識が利用者のスマートフォン端末に表示した文字は、通話の終了後であっても一定時間は通話履歴から確認できるものとします。
- 5 ヨメテル無料体験版では、利用者は通話相手への発信のみを行うことができ、通話相手からの着信を受けることはできません。
- 6 ヨメテル無料体験版は、利用者及び通話相手のいずれも日本国内のみにいる場合に利用することができます。
- 7 ヨメテル無料体験版で発信する場合には、ダイヤル画面に通話相手の電話番号を入力することが必要となります。
- 8 ヨメテル無料体験版で発信する場合には、通話相手には、財団が指定したヨメテル無料体験版用の電話番号が通知されます。
- 9 ヨメテル無料体験版では、発信の際、通話相手に対し、通話相手の音声を利用者に文字で表示する旨のアナウンスを通知します。
- 10 ヨメテル無料体験版では、次に掲げる電話番号への発信ができます。ただし、通話相手の設定等により利用できない場合もあります。
  - ① 固定電話番号
  - ② 音声伝送携帯電話番号
  - ③ 特定IP電話番号
  - ④ フリーダイヤル（0120,0800）
- 11 ヨメテル無料体験版では、次に掲げる電話番号への発信はできません。
  - ① 189を除く1から始まる3桁の番号(緊急通報番号（110,118,119）、104、188等)
  - ② #から始まる4桁の番号（#7000～#9999）
  - ③ 特殊サービスとして用いる0AB0番号（ナビダイヤル（0570）、0130、0140、0160、0170、0180、0910、0990）

- ④ 010から始まる国際接続番号
  - ⑤ 00XYで始まる番号（001～、005～、0070、マイライン、その他）
- 12 ヨメテル無料体験版では、ヨメテルとは異なり、利用者と同一場所にいる通話相手との間での通話に利用することができます。
- 13 ヨメテル無料体験版で同時に行うことができる通話は、1つのみであり、通話を行っている際には、新たな発信を行うことはできません。

## 第7条 利用料金

ヨメテル無料体験版では、利用者は利用料金を支払うことなく利用できるものとします。

## 第8条 利用者情報の取扱い

- 1 財団は、ヨメテル無料体験版の提供に必要なものとして入手したLINE名及び通話履歴の情報（以下「利用者情報」といいます。）を目的（サービス内容の変更等のご案内等）以外に用いることはせず、財団及びヨメテル無料体験版の提供に必要な業務の委託先以外の第三者には提供しません。ただし、次に掲げる場合には、利用者の同意を得ることなく、利用者情報を提供することがあります。
- ① 法令に基づく場合
  - ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
  - ③ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 2 財団は、利用者情報のうち個人情報に当たるものについては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等の定めに従って取り扱います。
- 3 財団は、利用者の利便性向上や調査の報告等を目的として、財団の定める個人情報保護規程により、利用者が特定されない形で、かつ、業務遂行上必要な範囲で、利用者情報を利用する場合があります。

## 第9条 通話履歴等の記録等

- 1 財団は、次に掲げるヨメテル無料体験版の通話履歴を財団の管理するシステムに記録し、1年間保管します。なお、通話内容は記録しないこととし、LINE名はヨメテル無料体験の利用期間終了毎に直ちに削除します。
- ① 発信元の電話番号及び発信先の電話番号
  - ② 利用者が通話相手の呼び出しをした日時及び利用者と通話相手が通話を開始した日時
  - ③ 利用者と通話相手の通話が終了した日時
  - ④ 利用者と通話相手との通話時間

- 2 利用者は、第1項の通話履歴のうち、次に掲げる事項を確認することができます。
  - ① 発信先の電話番号
  - ② 利用者が通話相手の呼び出しをした日時
  - ③ 利用者と通話相手との通話時間
- 3 財団は、第1項の通話履歴について、利用者を特定できない資料とした上で、調査・研究等の目的に利用することがあります。
- 4 財団は、第1項の通話履歴について、裁判官の発付した令状に従う場合は開示を行います。
- 5 財団は、通話内容を含むヨメテル無料体験版を提供する業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく第三者に対して漏らすことはしません。

## 第10条 禁止事項

利用者は、ヨメテル無料体験版に関して、次に掲げる行為を行うことはできません。

- ① 第6条第6項に規定するサービスの内容に反して、ヨメテル無料体験版を海外からの通話に利用し、又は海外への通話に利用する行為
- ② ①に掲げるほか、本利用規約に違反する行為
- ③ 利用者のスマートフォンに自動音声認識が文字化した内容を引用、転載、コピー等の二次利用する行為
- ④ ヨメテル無料体験版の提供・運営を妨げる行為
- ⑤ ヨメテル無料体験版及び財団に対する信頼性の低下を助長する行為
- ⑥ ①から⑤までに掲げるほか、財団が不適切であると認める行為

## 第11条 利用の停止

財団は、次に掲げる場合には、利用者によるヨメテル無料体験版の利用を停止することができるものとします。

- ① 利用者が本利用規約の内容に違反している場合
- ② ①に掲げるほか、利用者がヨメテル無料体験版の適切かつ円滑な提供を妨害する場合

## 第12条 提供の一時的中断

- 1 財団は、次に掲げる場合には、ヨメテル無料体験版の提供を一時的に中断することができるものとします。
  - ① ヨメテル無料体験版の提供に必要な設備やシステム等の改修を行う場合
  - ② ヨメテル無料体験版の提供に必要な設備やシステム等に障害が生じた場合
  - ③ 災害等の不可抗力によりヨメテル無料体験版の提供が困難な場合
- 2 財団は、前項①に該当するものとしてヨメテル無料体験版の提供を一時的に中断する場合は、中断の理由、中断の期間その他必要な事項について、事前に、LINEアプリにおける

ヨメテルの公式アカウントより利用者に通知するとともに、財団のホームページに記載することにより、周知を行います。

- 3 財団は、第1項②又は③に該当するものとしてヨメテル無料体験版の提供を一時的に中断した場合には、中断の理由、障害等の状況、復旧の見通しその他必要な事項について、速やかに、財団のホームページに記載し、周知を行います。

### 第13条 免責

- 1 ヨメテル無料体験版による通話の主体は利用者及び通話相手となるため、財団は、通話の内容及びに表示された文字に係る責任は負いません。
- 2 財団は、次に掲げる場合には、利用者に発生した損害等に係る一切の責任を負わないものとします。
  - ① 文字表示の内容(自動音声認識)について、その解釈の齟齬や誤記が生じた場合
  - ② 第11条の規定によりヨメテル無料体験版の利用の一時的な停止をした場合
  - ③ 第12条の規定によりヨメテル無料体験版の提供を一時的に中断した場合
  - ④ 利用者の通信環境に起因する接続遅延等が生じた場合
  - ⑤ 利用者の使用する端末に起因するウイルス感染やソフトウェア等の損害が生じた場合
- 3 財団の本利用規約に基づく債務不履行責任及びヨメテル無料体験版にかかる不法行為責任は、財団の故意または重大な過失によらない場合には免責されるものとします。なお、利用者と財団との本利用規約に基づくヨメテル無料体験版のご利用に関する契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合、上記の免責は適用されないものとし、財団は、財団の故意または重大な過失による場合を除き、利用者に現実に生じた通常かつ直接の損害の範囲内で責任を負うものとします。

### 第14条 利用規約の改訂

- 1 財団は、随時、本利用規約を改訂できるものとします。
- 2 財団は、本利用規約を改訂する場合には、利用者に対し、以下の内容について、LINEアプリにおけるヨメテルの公式アカウントより利用者に通知するとともに、財団のホームページに記載することにより、周知を行います。
  - ① 本利用規約を変更する旨
  - ② 変更後の本利用規約の内容
  - ③ 効力発生日
- 3 本利用規約の改訂は、前項に定めた効力発生日に効力を生じるものとします。

### 第15条 準拠法、協議及び管轄

- 1 本利用規約の解釈及び運用は、日本法に準拠します。
- 2 利用者と財団との間で疑義や問題が生じた場合には、両者は、その都度誠意をもって協

議し、解決を図るものとします。

- 3 ヨメテル無料体験版に起因し、又は関連して利用者と財団との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

この利用規約は、2026年9月16日から施行する。